

新入学予定のお子さんのいる保護者の皆様へ

令和7年度 就学援助制度について(お知らせ)

本町では、山元町に住所を有し、町内の小・中学校に在学するお子さんを監護する保護者の方で、経済的に困窮し、町の就学援助の要件に該当する保護者の方に対し、学用品費、学校給食費等について、毎年度文部科学大臣が定める額を参考に援助しています。

ただし、山元町立小・中学校以外の学校へ通学される方については対象外となります。

また、年度途中に転居・転出のため世帯の状況が変更となった場合や虚偽の内容で申請を行った場合など認定要件を欠くことがあれば支給した金額を返還していただきます。

対象となる方(申請後に審査があります)

- (1) 生活保護受給者世帯(要保護世帯)
- (2) 生活保護に準ずる程度に経済的に生活が困窮している世帯で、次の事項に該当する場合(準要保護世帯)

前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた世帯

- ・生活保護が保護の停止又は廃止となった世帯
- ・町民税が非課税又は減免されている世帯
- ・国民年金保険料の免除されている世帯
- ・国民健康保険税の徴収の猶予又は減免されている世帯
- ・児童扶養手当の受給を受けている世帯
- ・生活安定資金の貸付を受けている世帯

上記以外の者で、特に援助が必要と認められる世帯

(所得により審査があります。援助の対象となる所得については、家族構成や年齢等により異なります。)

受給を希望する方は、就学援助受給申請書に必要書類を添付し、入学後お子さんの在籍する学校へ令和7年4月18日(金)までに提出して下さい。(新入学児童生徒学用品費の入学前支給を申請している方についても、改めて必要書類を添付し申請が必要です。)

また、年度途中から援助を希望される方については、随時申請を受け付けしております。ただし、申請月の翌月から月割支給となりますので、あらかじめ御了承下さい。

申請を希望する場合、申請用紙は町内小・中学校にありますので申し出てください。

お問い合わせ先

山元町教育委員会 教育総務課

電話 37-5115

(午前8時30分～午後5時まで。土日・祝日を除く。)

令和7年度 就学援助制度について

1 申請方法

- (1) 「就学援助受給申請書【新規・継続】」にご記入のうえ必要書類を添付し、入学後お子さんの在籍する学校へ提出して下さい。提出期限は、「令和7年4月18日(金)まで」です。なお、必要書類が添付されていない場合や記載内容に不備がある場合には、受理できないことがあります。
- (2) 新入学児童生徒学用品費の入学前支給を申請している方であっても再度申請が必要となります。お忘れの無いよう御注意下さい。

2 援助の決定

- (1) 申請書受理後、教育委員会において世帯の状況や所得額などを審査し、援助の決定を行います。結果については、審査終了後通知いたします。
- (2) 前年度認定されていた場合でも所得状況や世帯構成に変更があれば、認定されないこともあります。

3 援助の内容(令和7年2月現在)

費 目	支給限度額(年額)		備 考
	小学校	中学校	
学用品費	11,630 円	22,730 円	1期に全額支給
通学用品費(1学年を除く)	2,270 円	2,270 円	1期に全額支給
校外活動費(宿泊無し)	1,600 円	2,310 円	左記金額を上限として参加者のみ 1期または2期に支給
校外活動費(宿泊有り)	3,690 円	6,210 円	左記金額を上限として参加者のみ 1期または2期に支給
修学旅行費*1	修学旅行に要する経費として均一に負担する額。1期または2期に支給		
新入学児童生徒学用品費	57,060 円	63,000 円	1期に全額支給(1学年のみ対象)
医療費*2	学校保健安全法施行令第8条で定める疾病の治療にかかる経費を直接 町から受診医療機関へ振り込むものとする。		
学校給食費	児童生徒が年間支払う金額を援助。		

上記単価は、令和6年度のものになりますので、次年度単価が改定された場合、変更後の金額を支給します。

*1 要保護世帯の支給費目は、「修学旅行費」のみとなります。

*2 対象となる疾病は次の通りです。

(トロコーマ及び結膜炎、白癬、疥癬及び膿瘍疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎及びアデノイド、う歯(虫歯)、寄生虫病(虫卵保有を含む。)

4 注意事項

- (1) 申請者の世帯状況を確認するため、教育委員会や学校又は居住する地区の民生児童委員が世帯状況の確認、聞き取りを行う場合がありますので、御協力をお願いします。
- (2) 就学援助は、保護者が支出した費用を援助するための制度であり、学校納付金等を免除するものではありません。学校納付金は、保護者が必ず指定期日までに納入して下さい。
- (3) 黒の油性ボールペンで記入して下さい。間違えた場合は二重線を引いて訂正印を押して下さい。修正液や修正テープは使用しないで下さい。

5 提出書類

- (1) 就学援助受給申請書(様式第1号)
- (2) 銀行等口座振込依頼書兼学校長からの現金受領同意書・委任状
- (3) 振込先指定口座の通帳の写し(別紙台紙に貼り付けてください)
- (4) 援助を受けたい理由に該当するいずれかの書類(申請書参照)
 - ア 個人の町民税の減免通知書の写し
 - イ 国民年金申請免除承認通知書の写し
 - ウ 国民健康保険税の減免通知書の写し
 - エ 児童扶養手当証書の写し
 - オ 生活福祉資金の貸付決定通知書の写し
 - カ 罹災証明書の写し(東日本大震災のみ対象)
 - キ 非課税証明書
 - ク 令和6年源泉徴収票の写し(年末調整済のもの)
 - ケ 令和6年所得税確定申告書の写し

※令和7年度の申請になりますので、令和6年中の収入がわかる書類が必要です。

※令和6年中の収入を証明する書類(上記クまたはケ)は、収入のある世帯員全員分が必要です。

★町民生活課等の窓口で発行される「所得課税証明書」は、世帯の収入がわかる書類として使えない場合があります。ご注意願います。
(「令和6年度所得課税証明書」は、令和5年中の所得の証明になります。)

6 その他

御不明な点は、下記または町内小学校までお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

山元町教育委員会 教育総務課

電話 37-5115

(午前8時30分～午後5時まで。土日・祝日を除く。)